

## 岩見沢市北村ふるさと学習館条例を廃止する条例の概要

### 第 1 廃止の趣旨

岩見沢市北村ふるさと学習館については、市民の社会教育活動及び地域文化の振興を図る拠点として利用されてきたが、施設の老朽化が著しく、利用者も減少しているため、当初の役割を終えたことから、本施設を用途廃止する。

### 第 2 廃止の内容

岩見沢市北村ふるさと学習館条例の廃止

### 第 3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

## 岩見沢市条例第 1 4 号

岩見沢市北村ふるさと学習館条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 1 8 日

岩見沢市長 松 野 哲

### 岩見沢市北村ふるさと学習館条例を廃止する条例

岩見沢市北村ふるさと学習館条例（平成 1 7 年条例第 1 1 4 号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。